

議案第44号

養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例の制定について

養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年8月31日提出

養父市長 大林 賢 一

養父市条例 号

養父市若者未来応援奨学金条例を廃止する条例

養父市若者未来応援奨学金条例（平成28年養父市条例第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による廃止前の養父市若者未来応援奨学金条例（以下「廃止前の条例」という。）第4条の規定による申請をした者については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有する。